

食品安全委員会プリオン病専門調査会（第21回）への提出資料

平成17年3月11日
衛生管理課

1 死亡牛の検査体制の経緯について
別紙1、参考、別紙2のとおり。

2 死亡牛の検査頭数
別紙3のとおり。

3 現行の死亡牛検査に漏れはないか。

24か月齢以上の死亡牛については、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条の規定に基づき、届出及び検査が義務づけられている（除外規定は別紙4）。その施行の際には、地方自治体や関係機関及び生産者に対して、各種防疫会議、説明会及びパンフレットの配布等により周知徹底を図っており、検査に漏れはないものと考えている。

4 EUと日本のと畜場及び死亡牛検査の比較について（別紙5のとおり。）

我が国における死亡牛等サーベイランスによる陽性率をEUと比べた場合、EU 0.12%に対し、0.0022%と約50分の1程度となっている。また、と畜場での陽性率については、EU0.003%に対し、0.00026%と約12分の1程度となっており、日本の30か月齢以上の陽性率の推計値は0.00056%と約6分の1程度である。また、と畜場での陽性率に対する死亡牛の陽性率は、EU36.2倍に対し、8.4倍、30か月齢以上推計値では3.8倍となっている。

死亡牛検査及びと畜場検査の陽性率がともにEUと比較して低いことについては、我が国におけるBSEの浸潤度がEUに較べて低いためと考えている。また、日本のと畜場検査の陽性率に対する死亡牛検査の陽性率がEUと比較して低いことについては、そもそも我が国で確認されている陽性（摘発）頭数が少なく、現状ではその原因を検討するには限界があると考えている。

我が国のBSEサーベイランス(死亡牛等)の経緯

1 平成8年4月27日～平成13年4月1日

病性鑑定のために都道府県の家畜保健衛生所に搬入される牛、水牛、めん羊及び山羊のうち死亡しているもの又は死亡することが確実な成畜について、伝染性海綿状脳症に係る病理組織学的検査を実施。

(根拠法令等)

- ・伝染性海綿状脳症を家畜伝染病予防法第62条の疾病の種類として指定する等の政令及び同施行規則について(平成8年4月27日付け8畜A第1126農林水産省生産局長通知)2の(5)
- ・家畜伝染病予防法の一部を改正する法律等の施行について第1の1の(5)(平成9年4月21日付け9畜A第867号農林水産省畜産局長通知)

2 平成13年4月2日～平成13年10月17日

- (1) 24か月齢以上の牛で、治療に反応せず、性格の変化、神経過敏、歩様異常又は後躯麻痺等の症状を示したもの。
- (2) 24か月齢以上の牛でヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群が疑われるものを含め、中枢神経症状を示したもの。

(根拠法令等)

- ・平成13年度家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランスの実施について別添牛海綿状脳症サーベイランス要領(平成13年4月2日付け13-18農林水産省生産局畜産部衛生課長通知)

3 平成13年10月18日～平成14年5月21日

- (1) 死亡・廃用牛(と畜場への出荷牛を除く。以下同じ。)
 - ア 生前に特定臨床症状又は次の症状が確認されたもの。
ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛。
 - イ 24か月齢以上のもので、上記ア以外の死亡牛。年間4,500頭。
- (2) 中枢神経症状を示した牛
ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛。
- (3) その他
上記ア及びイ以外で、防疫員が必要と認めたもの。

(根拠法令等)

- ・牛海綿状脳症(BSE)検査対応マニュアル(平成13年10月18日付け13生畜第3956号農林水産省生産局畜産部長通知)Ⅱの2

4 平成14年5月22日～平成15年3月31日

検査対象牛に起立困難又は起立不能で原因が特定できない牛を追加。

(根拠法令等)

- ・牛海綿状脳症(BSE)に関する地域の連絡体制の強化等について(平成14年5月22日付け14生畜第1220号農林水産省生産局畜産部長通知)

5 平成14年7月4日～

24か月齢以上の牛が死亡した場合は、都道府県知事への届出を実施。

(根拠法令等)

・牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項

6 平成14年7月31日～

3の(1)(2)及び4に該当の24か月齢以上の牛について、可能な限り検査を実施するよう検査対象を拡充。

(根拠法令等)

・牛海綿状脳症対策基本計画(平成14年7月31日付け厚生労働大臣・農林水産大臣公表)第3の1の(1)の③

7 平成15年4月1日～

原則として24か月齢以上の死亡牛全頭について検査を実施するよう検査対象を拡充。

BSE対策基本計画により、検査施設がない等、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則で検査の除外が規定されている場合においても、平成16年3月31日までに体制を整備し、可能な限り検査を実施するよう猶予期間を規定。

(根拠法令等)

・牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第2項

・牛海綿状脳症対策基本計画(平成14年7月31日付け厚生労働大臣・農林水産大臣公表)第3の1の(1)の③

・家畜伝染病予防法第5条第1項

・牛海綿状脳症(BSE)検査対応マニュアル(平成13年10月18日付け13生畜第3956号農林水産省生産局畜産部長通知、平成15年3月28日付け一部改正)Ⅱの2

8 平成16年4月1日～

BSE対策基本計画に規定される猶予期間が終了し、検査施設の整備が全都道府県で終了したことから、24か月齢以上の死亡牛は、全頭検査を完全実施。牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則に規定する届出除外対象牛についても、できる限り検査を実施するよう、牛海綿状脳症検査対応マニュアルに規定。

(根拠法令等)

同上。

9 平成16年11月29日～

同上

(根拠法令等)

同上。ただし、牛海綿状脳症(BSE)検査対応マニュアルを廃止し、下記指針を適用。

・牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11月29日付け16消安6228号農林水産省消費・安全局長通知)

都道府県別死亡牛BSE全頭検査実施時期一覧

平成17年1月31日現在

都道府県名	H15.4.1	H15.5.12	H15.6.1	H15.7.1	H15.7.9	H15.7.16	H15.10.1	H15.12.1	H16.1.26	H16.4.1
北海道		▲								◎
青森県										◎
岩手県	◎									
宮城県	◎									
秋田県	◎									
山形県	◎									
福島県	◎									
茨城県	◎									
栃木県	◎									
群馬県	◎									
埼玉県	◎									
千葉県	◎									
東京都	◎									
神奈川県	◎									
山梨県	◎									
長野県						◎				
静岡県	◎									
新潟県										◎
富山県	◎									
石川県	◎									
福井県	◎									
岐阜県								◎		
愛知県								◎		
三重県	◎									
滋賀県	◎									
京都府	◎									
大阪府	◎									
兵庫県	◎									
奈良県	◎									
和歌山県	◎									
鳥取県							◎			
島根県					◎					
岡山県				◎						
広島県		◎								
山口県	◎									
徳島県	◎									
香川県	◎									
愛媛県	◎									
高知県	◎									
福岡県										◎
佐賀県	◎									
長崎県	◎									
熊本県								◎		
大分県	◎									
宮崎県									◎	
鹿児島県										◎
沖縄県			◎							

◎: 24ヶ月齢以上原則実施

▲: ハイリスク牛のみ

BSEサーベイランス検査頭数

検査方法	病理組織学的検査				
	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
神経症状あり	23	20	36	36	24
神経症状なし	194	203	210	237	227
合 計	217	223	246	273	251

検査方法	WB法 (プリオニクステスト)	ELISA法			
		平成13年度 4.2～9.5	平成13年度 9.6～3.31	平成14年度	平成15年度
合 計		1,169 (1)	4,314	48,416 (1)	85,087(1)

()内数字は、患畜の頭数